

〔最高裁民訴事例研究 四二〇〕

平成一九五 (民集六一卷九号三三六四頁)

一 金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合に、同情報は、民法一九七条一項三号にいう職業の秘密として保護されるか。

二 金融機関と顧客との取引履歴が記載された明細表が、民法一九七条一項三号にいう職業の秘密として保護されるべき情報が記載された文書とはいえないとして、同法二二〇条四号ハ所定の文書に該当しないとされた事例

最高裁平成一九年二月一日決定 (平成一九年 (許) 第二三号文書提出命令に対する抗告審の取消決定に対する許可抗告事件) 破棄自判

原々審 名古屋地裁平成一八年二月一九日決定 (平成一八年 (モ) 第一〇四八号)

原審 名古屋高裁平成一九年三月一四日決定 (平成一九年 (ラ) 第二六号)

〔事実〕

本件は、遺留分滅殺請求訴訟の原告であるXら (被相続人Aの相続人であつて、申立人・原審の相手方・許可抗告の被告人——以下Xと記す) が、その被告Bの取引金融機関であるY信用金庫 (相手方・原審の被告人・許可抗告の相手方——以下Yと記す) に対して、BとYとの平成五年からの取引履歴が記載された取引明細表の提出命令を求めた事案である。なお、文書提出命令の対象文書は、Yの平田支店とBとの間でなされた平成五年からの取引履歴が記載された取引明細表をインプットした電磁的記録及びマイクロフィルムの各データをアウトプットした結果を記載した書面とされている。

本案訴訟は、Xが、Aから遺贈を受けたBに対して、遺留分滅殺請求権の行使に基づいて、Aの遺産に属する不動産について共有持分移転登記手続請求等のほか、Aの預貯金につき金員の支払等を求めるものである。また、本件の申立ては、BがAの生前にその預貯金口座から金員の払戻しを受け、こ

れをB名義の預金口座に入金した事実（AからBへの贈与による特別受益又はBのAへの不当利得返還債務若しくは不法行為に基づく損害賠償債務）を立証するためのものである。

これに対して、Yは、本件明細表の内容が民法二二〇条四号ハ、一九七条一項三号所定の「職業の秘密」に該当するため、提出義務を負わないとして争っている。

原々審は、本件明細表が「職業の秘密」を記載した文書に当たると認めることはできないとして、Xの文書提出命令の申立てを認容した。

他方、原審は、Yの抗告を認め、次のように判示した。すなわち、「金融機関は顧客との取引及びこれに関連して知り得た当該顧客に関する情報を秘密にして管理することによって顧客との間の信頼関係を維持し、その業務を円滑に遂行しているものであって、これを公開すれば、顧客が当該金融機関との取引を避ける等、職業の維持遂行に困難を来すことが明らかである。（改行）また、金融機関は、顧客との取引内容を明確にする目的で、取引の履歴を記載した明細表を作成するものであり、取引の当事者以外の者に開示することを予定していない上、金融機関としての性質上、また、取引約款上も、顧客の秘密を保持すべき義務があり、これは金融機関にとつては基本的な義務の一つであるから、これに反したときには、当該取引にかかる顧客はもちろん、他の顧客一般の信頼を損ない、取引を拒否されるなどの不利益を受け、将来の

職業の維持遂行が困難となる可能性がある。（改行）上記の状況は、本件においても同様であり、Yとの取引の全容が明らかになるような本件明細表が、「職業の秘密」に該当することは明らかである。（中略）文書の提出を拒否できるか否かを検討するに際しては、証拠が提出されないことによって犠牲となる真実発見及び裁判の公正も考慮されるべきであるが、本件申立ては、Yが亡Aの預貯金から払戻を受けた金員を、預金している可能性があることを理由としてなされているにすぎず、探索的なものといわざるをえず、未だ、真実発見及び裁判の公正を実現するため本件明細表が不可欠なものとはいえない状況にある。」として、Yは、民事訴訟法二二〇条四号ハ、一九七条一項三号に基づき、本件明細表の提出を拒否できるとした。

〔決定要旨〕

原決定破棄、原々決定に対する抗告を棄却。

「金融機関は、顧客との取引内容に関する情報や顧客との取引に関して得た顧客の信用にかかわる情報などの顧客情報につき、商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い、その顧客情報をみだりに外部に漏らすことは許されない。しかしながら、金融機関が有する上記守秘義務は、上記の根拠に基づき顧客との関係において認められるにすぎないものであるから、金融機関が民事訴訟において訴訟

外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、当該顧客は上記顧客情報につき金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しないというべきである。そうすると、金融機関は、訴訟手続上、顧客に対して守秘義務を負うことを理由として上記顧客情報の開示を拒否することはできず、同情報は、金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合とは別として、民訴法一九七条一項三号にいう職業の秘密として保護されないものというべきである。

これを本件についてみるに、本件明細表は、Yとその顧客であるBとの取引履歴が記載されたものであり、Yは、同取引履歴を秘匿する独自の利益を有するものとはいえず、これについてBとの関係において守秘義務を負っているにすぎない。そして、本件明細表は、本案の訴訟当事者であるBがこれを所持しているとすれば、民訴法二二〇条四号所定の事由のいずれにも該当せず、提出義務の認められる文書であるから、Bは本件明細表に記載された取引履歴についてYの守秘義務によって保護されるべき正当な利益を有さず、Yが本案訴訟において本件明細表を提出しても、守秘義務に違反するものではないというべきである。そうすると、本件明細表は、職業の秘密として保護されるべき情報が記載された文書とは

いえないから、Yは、本件申立てに対して本件明細表の提出を拒否することはできない。」

なお、田原陸夫裁判官は、次のような補足意見を述べている。すなわち、①金融機関は、顧客との間で顧客情報について個別の守秘義務契約を締結していない場合であっても、契約上（黙示のものを含む）又は商慣習あるいは信義則上、一般的に守秘義務を負い、②この一般的な守秘義務をめぐっては、金融機関が法律上開示義務を負う場合のほか、第三者に開示することが許容される正当な理由がある場合——金融庁、その他の監督官庁の調査、税務調査、裁判所の命令等のほか、法令上の根拠に基づいて開示が求められる場合——には、金融機関が開示命令に応じたとしても、顧客に対して守秘義務違反の責任を問われることはない。また、③顧客が自ら第三者に対して特定の顧客情報を開示し又は開示義務を負っている場合には、特段の事情がない限り、金融機関がその第三者に当該顧客情報を開示しても、守秘義務違反の問題は生じない、とする。また、これを踏まえて、④文書提出義務との関係では、対象文書が、①顧客が訴訟当事者として提出義務を負う文書以外の文書である場合や、②訴訟当事者以外の第三者の顧客情報に係る文書である場合には、上記の一般的な守秘義務との関係で正当な理由の有無が問題になるとし、文書提出命令に応ずることは原則として正当な理由に該当し、守秘義務違反を生じないとする。だが、他方で、金融機関が顧

客情報について守秘義務を維持することが、金融機関の職業の秘密として保護に値するときは、当該事案ごとに比較衡量により決せられ、一定の場合には、守秘義務に基づき職業の秘密に該当することを主張すべき義務を負うとしている（もともと、それにもかかわらず、文書提出命令が発令されて提出した場合は、もはや守秘義務違反とはならない。）。

〔評 釈〕

本決定について、基本において賛成する。

一 本決定の意義

本決定は、①文書提出命令の対象文書が、金融機関と顧客との取引履歴が記載された明細表に関するものであり、最高裁が、この文書をめぐって金融機関における「職業の秘密」（民訴法一九七条一項三号所定の事項に係る同法二二〇条四号ハ）について初めて判断したものである。また、金融機関の守秘義務は、商慣習上又は契約上個々の顧客との関係において認められるにすぎないことを前提として、②金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、当該顧客自身が当該民事訴訟の当事者として開示義務を負う場合には、かかる情報

は民訴法一九七条一項三号所定の「職業の秘密」として保護されないとしたものである。これら二点において、本決定は先例としての意義を有するものと考ええる。

以下では、これまでの判例を分析し、これに基づいて本決定について若干の検討を試みる。

二 判例の状況

(1) 民訴法一九七条一項三号の「職業の秘密」をめぐる判例

本件は、金融機関の顧客情報のうち、顧客と金融機関との取引履歴が記載された取引明細表が、民訴法一九七条一項三号の「職業の秘密」に当たるかどうかが問題となったケースであり、検討に先立って、同条項の「職業の秘密」をめぐる関連判例を眺めてみる。

まず、「職業の秘密」の定義自体については、周知のように、最決平成一二年三月一〇日（民集五四卷三号一〇七三頁）が、電話機器類の瑕疵を立証するために本件機器の回路図及び信号流れ図の文書提出命令の申立てがなされた事案において、「技術又は職業の秘密」とは、その事項が公開されると、当該技術の有する社会的価値が下落しこれによる活動が困難になるもの又は当該職業に深刻な影響を

与え以後その遂行が困難になるものをいうと解するのが相当である。」と述べている。⁽¹⁾

また、最決平成一八年一〇月三日（民集六〇巻八号二六四七頁）は、報道機関の取材源の秘匿について、右の定義を踏襲した上で、「職業の秘密」のうち証言拒絶権が認められるのは「保護に値する秘密」のみであって、「保護に値する秘密であるかどうかは、秘密の公表によって生ずる不利益と証言の拒絶によって犠牲になる真実発見及び裁判の公正との比較衡量により決せられる」としている。⁽²⁾

(2) 金融機関が所持する顧客情報の「職業の秘密」該当性について

(a) 右二つの最高裁決定に対して、本件は、一において指摘したように、これらとは異なる金融機関の「職業の秘密」を扱った初めての判例であり、以下では、こうした金融機関の所持する顧客情報が「職業の秘密」に該当する文書——以下では「職業秘密文書」と記す——であるかどうかに関する先例を見てみよう。

具体的には、〔1〕東京高決平成一八年三月二九日（金法一七八号三九頁）があるほか、本件決定後のものとして、〔2〕東京高決平成二〇年四月二日（金法一八三四号一〇二頁）及びこの許可抗告審決定である〔3〕最決平成

二〇年一月二五日（民集六二巻一〇号二五〇七頁）が出ている。

もっとも、これらのいずれもが、顧客情報を所持する金融機関が訴訟の当事者となったケースであって、本件のように、金融機関が第三者として文書提出を求められた場合とは異なっている点に留意しておく必要がある。

(b) まず、〔1〕は、銀行（以下Yと記す）の増資の際に株式を購入した者が、有価証券報告書に虚偽記載があり後に銀行が経営破綻して株式が無価値になったとして、Yや当時の役員に対して損害賠償を請求した事件において、法人税申告書控え等の提出命令を申し立てた事案である。結論として、①銀行の法人税申告書及び勘定科目内訳書の各控え、②顧客である債務者に係る貸倒引当金繰入額一覧表、同自己査定ワークシート、無税化計画が定められていた債務者に係る当該無税化計画文書、③顧客である債務者に係る覚書及び念書を含む契約書について、いずれも職業秘密文書の該当性を否定している。すなわち、①及び②については、公開されてもYの営業の維持・遂行が困難となるとは認められないとし、また、③についても、一般的には職業秘密文書に当たる余地が大きい、基本事件の争点との関係で、「一般的判断に止まらずに、取引先債務者、

との個別事情に踏み込んで、その秘密性の程度等をさらに吟味することが必要である」とし、特に、取引先債務者が実質的に経営破綻していることや、Yからの旧役員に対する損害賠償訴訟において、Yが一部の取引先債務者につき自ら保持している財務内容等を既に開示し、また、それらの取引先債務者についてはY自身の債権の分類や業況分析に問題があったことも併せて明らかにされているなどの理由をあげて、「結局、……、取引先債務者についての秘密性の高い財務情報等のうち、根幹的な部分は既に明らかにされているとみられるのであって、その情報等の詳細については、なお秘密性が保持されているとしても、その度合はかなり低くなっているというべきである。そうであれば、これらの取引先債務者について、これらの文書が開示されることによって新たに生じる不利益が大きいとまではいえず、したがって、Yの営業に深刻な影響を与える可能性も低いとみられるのである。」と述べている。

(c) 次に、本決定の後に出された〔2〕は、銀行が作成するいわゆる「自己査定資料」について文書提出命令が申立てられた事案であり、基本事件は、Z社と取引をしていたXらが、ZのメインバンクであるY銀行に対して、YがZの経営状態に関する正確な情報をXらに提供すべき注意

義務を怠ったことのほか、Yの欺罔行為によってXからZに対する売掛金の回収が不能になったことを理由として、これによる損害賠償を請求したものである（YがZの経営破綻の可能性を認識した時期が主要な争点となった）。この自己査定資料の提出命令の申立てについて、原々決定は、職業秘密文書及び自己使用文書のいずれにも該当しないとしたが、原決定は、自己使用文書に当たるとし、その許可抗告審において、最高裁（最決平成一九年一月三〇日民集六一巻八号三一八六頁³⁾）は、自己使用文書に当たらないと判断して原決定を破棄したが、なお、この自己査定資料が、職業秘密文書に該当するかどうか、また、これに該当する部分がある場合にその部分を除いて提出を命ずるかどうかについて更に審理を尽くさせるため、差し戻した。その差し戻し後の抗告審決定が〔2〕である。

この〔2〕では、④ Y銀行が守秘義務を負うことを前提に取引先Zから提供された非公開の財務情報（「非公開財務情報」）、⑤ Zの財務情報等を基礎として銀行が行った財務状況・事業状況についての分析・評価の過程及びその結果並びにそれを踏まえた今後の業績見通し、融資方針等に関する情報（「分析評価情報」）、⑥ 銀行が自己査定を行う際に外部機関から取得したZの信用に関する情報、につい

てイン・カメラ手続を行い、次のような判断をしている。

まず、①について、一般的には職業秘密文書に該当するとみる余地があるが、こうした場合であっても、「本案訴訟の審理における当該情報の重要性、個別事情の下で当該情報が開示されることによって想定される業務に与える影響の程度や以後の業務遂行の困難性の程度を総合考慮して、なお、文書提出義務を認めて事実発見を優先させるべき特別の事情がある場合には、職業秘密に当たらないと解される」とした。その上で、具体的には、Yがメインバンクとして融資していたZの「民事再生手続開始決定以前の財務情報の根幹部分は既に明らかにされているのであって、Zが現在事業を継続している会社であることを考慮しても、本案訴訟において、民事再生手続開始決定以前の財務状況がより具体的に明らかにされることによる不利益は相当程度低いというべきである。そうすると、①情報の秘密性の度合いは、相当程度低くなっており、これらが開示されることによって金融機関としてのYの営業に深刻な影響を与える可能性は低いといえ、上記の本案訴訟の審理における当該情報の重要性の程度をも勘案すれば、文書提出義務を認めて事実発見を優先させるべき特段の事情がある」と述べて、職業秘密、文書該当性を否定している（なお、Z以外

の第三者に係る情報については職業秘密に関する情報に該当する。）。

また、②についても、Yから、抗告理由として、Yの自己査定のノウハウが記載されていること、開示による情報入手及び査定業務の遂行の困難性、の二点が主張されたが、前者についてはYのノウハウの独自性が限定的であること、後者については①に関するとはほぼ同様の理由によって、職業秘密、文書該当性を否定した。

他方、③については、「銀行が自己査定を行う際に外部機関から取得する信用情報には種々のものがあるが、公表情報であったり外部機関が公開することを了承しているような特別な事情がある場合を除き、一般的にはそのような信用情報自体、被査定会社や取引先である第三者に開示することを前提としたものではないことが推認でき、そのような情報が開示されると、情報提供元の外部機関との信頼関係が損なわれ、爾後の金融機関に対する情報提供を控えることになるおそれも考えられ、その結果、Yの銀行業務に深刻な影響を与える可能性を否定することができない。」とし、職業秘密、文書に該当するとした。

(d) 〔3〕は、すでに述べたように、〔2〕の許可抗告審決定であり、前記①、②二つの文書の提出義務が問題と

なったが、最高裁は、以下の理由により、いづれについても、職業秘密文書該当性を否定し、Yの抗告を棄却している。

具体的には、④の「非公開財務情報」について、本評判の対象である最決平成一九年二月一日及び「職業の秘密」に関する前掲最決平成二二年三月一〇日を引用した上で、「顧客が開示義務を負う顧客情報については、金融機関は、訴訟手続上、顧客に対し守秘義務を負うことを理由としてその開示を拒絶することはできず、同情報は、金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合は別として、職業の秘密として保護されるものではない」とし、「本件非公開財務情報は同決定（民事再生手続開始決定）以前のZの信用状態を対象とする情報にすぎないから、これが開示されてもZの受ける不利益は通常では軽微なものと考えられること、XらはZの再生債権者であって、民事再生手続の中で本件非公開財務情報に接することも可能であることなどに照らせば、本件非公開情報は、それが開示されても、Zの業務に深刻な影響を与え以後その遂行が困難になるとはいえない。」し、また、本件非公開財務情報は、少なくともY等の金融機関に提出することを想定して作成されたものと解されるので、専ら内部の者の利用に供する目的で作成され、外部の者に開示

することが予定されていない文書とはいえないとして、提出を拒絶できないとした。

また、⑤の「分析評価情報」については、前掲最決平成一八年一〇月三日を引用し、「一般には、……これが開示されれば当該顧客が重大な不利益を被り、当該顧客の金融機関に対する信頼が損なわれるなど金融機関の業務に深刻な影響を与え、以後その遂行が困難になるものといえるから、金融機関の職業の秘密に当たると解され（る）」とするが、「しかし、本件分析評価情報は、前記のとおり民事再生手続開始決定前の財務状況、業務状況等に関するものであるから、これが開示されてもZが受ける不利益は小さく、Yの業務に対する影響も通常は軽微なものと考えられる。一方、本案訴訟は必ずしも軽微な事件であるとはいえず、また、本件文書はYとXらとの間の紛争発生以前に作成されたもので、しかも、監督官庁の事後的検証に備える目的もあって保存されるものであるから、本件分析評価情報部分は、……本案訴訟の争点を立証する書証としての証拠価値は高く、これに代わる中立的・客観的な証拠の存在はうかがわれない。そうすると、本件分析評価情報は、Yの職業の秘密には当たると、保護に値する秘密には当たらないというべきであり、Yは、本件分析評価情報部分の提

出を拒絶することはできない。」と判示し、結局、^①と同様、民訴法二二〇条四号ハ所定の文書該当性を否定している。

(3) 小括

こうしてみると、金融機関が所持する顧客情報をめぐっては、^①もともと外部に開示を予定していないものであつて、開示によつて情報提供元との信頼関係が損なわれて金融機関の事後の業務に深刻な影響を与えるものについては、要保護性が高く、職業の秘密に当たると判断される蓋然性が高い。また、^②金融機関が外部機関から取得する顧客に関する信用情報についても（前掲「2」の^③文書）、公開を了承している等の特別な事情がある場合を除き、第三者に開示を予定していないものと推認され、原則として^①と同様に、職業秘密文書に該当すると考えられる。しかし、他方で、^③このように一般的には要保護性が高いといえる顧客情報であっても、顧客に——民事再生手続開始決定等の——特殊な事情が生じた場合には、顧客にとつての秘密性の程度や開示に伴つて金融機関に生ずる不利益を検討した上で、併せて本案訴訟との関係をも考慮して、個別的な判断を加えなければならず、こうした場合には、少なくとも従来の事例においては職業の秘密該当性を否定する方向

にあるといえる。さらに、^④特に本件の顧客情報に限つていえば、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められており、これについて当該顧客自身が開示義務を負う場合には、当該顧客は金融機関の守秘義務によつて保護されることはなく、金融機関自身が保護に値する独自の利益を有する場合は別として、職業の秘密該当性を否定されることになる、と大筋でまとめることができるであろう。

三 本決定の検討

そこで、こうした従来の判例の分析を踏まえて、本決定のいくつかの点について若干の検討を試みてみたい。

(1) 金融機関の守秘義務と顧客情報の開示との関係

本件では、金融機関の顧客情報が民訴法二二〇条四号ハ・一九七条一項三号所定の「職業の秘密」に当たるか否かが問題となっているが、まず、顧客情報をめぐる金融機関の守秘義務の根拠が何に由来するかを考えてみる必要がある。なぜなら、本決定は、第三者たる金融機関が開示を求められた顧客情報について、「当該顧客自身が開示義務を負う場合には金融機関の守秘義務により保護されるべき正当な利益を有さず、金融機関は、訴訟手続において上

記顧客情報を開示しても守秘義務には違反しない」として
いるからである。

この点に関して、本決定は、「商慣習上又は契約上、当該顧客との関係において守秘義務を負い……個々の顧客との関係において認められるものにすぎないものである」としており、これは、従来の学説における説明、すなわち、顧客との間に契約上の明文規定がない場合においても商慣習上又は黙示の合意といったものに基づいて守秘義務を認めるという考え方と基本的に合致しているであろう。また、その具体的な根拠としては、金融機関と顧客との取引過程における信頼関係の維持とこれによる業務の円滑な遂行をあげることができるであろう。したがって、逆に、金融機関が顧客の承諾を得ずに取引履歴等の顧客情報を開示したならば、金融機関に対する不信から、必要な情報をもはや金融機関に提供せず、極端な場合には金融機関との取引を止めるという事態を招きかねない。そこで、このような顧客との関係に基づいて金融機関の守秘義務を根拠づけることが可能であるとする、すなわち、金融機関が顧客情報の開示を拒絶する根拠を、顧客に対する守秘義務に求めることができるのと、その裏面として、顧客自身が開示から保護される利益を有していない場合には、金融機関が

訴訟手続においてこれを開示したとしても、もはや守秘義務違反に問われることはないことになる。多数の論者が指摘するように、まさにこの点が、本決定のポイントということになる。⁽⁵⁾

ちなみに、こうしたことは、本来は守秘義務を負っている場合であっても、この義務が免除される場合にはもはや証言拒絶権の規定の適用はない（民訴法一九七条二項・二二〇条四号ハ）、とする趣旨と相通じていることは言うまでもない。⁽⁶⁾

また、本件は、原告X↓被告Bに対する訴訟において第三者たる金融機関Yに対してBの情報の開示が求められた場合であるが、原告X↓被告たる金融機関Yに対する訴訟において金融機関Yが所持する第三者たる顧客の情報開示が求められた場合においても、前者と同様の論拠から、第三者たる顧客が裁判所からの情報開示要求に応ずべき義務を負っている場合には、金融機関Yはそうした顧客情報を開示したとしても守秘義務には違反しないと解されることになる（前掲（3））。なぜなら、当該顧客が当該情報を保持していれば開示義務を負うにもかかわらず、たまたま当該情報を金融機関が保持していれば開示を免れるというのは不当であり、また、開示されても、金融機関との取引を

回避するおそれも生じさせないと考えられるからである。⁽⁷⁾

(2) 顧客が訴訟当事者である場合の取引明細表の提出義務

次に、本決定は、顧客に対して本件明細表の提出が求められた場合であるならば、民訴法二二〇条四号所定の除外事由のいずれにも該当しないため提出義務が認められる、という前提に立っている。これは、対象文書である取引明細表が、金融機関だけでなく顧客自身も所持している文書であるため、XがBに対して提出を求めるのが通常であるが、本件では、Bがその提出を拒否したため、Yに対して提出を求めているという特殊性があるからである。

そこで、この前提自体について若干の検討を必要とする。⁽⁸⁾なぜなら、これとの関係では、前掲最決平成一九年一月三〇日(民集六一巻八号三一八六頁)が、最決平成一九年一月一二日(民集五三巻八号一七八七頁)を引用した上で、対象文書(前掲「2」の「自己査定資料」)は、法令によって義務づけられている「資産査定を行う前提となる債務者区分を行うために作成し、事後的検証に備える目的もあって保存した資料であり、このことからすると、……監督官庁による資産査定に関する前記検査において、資産査定の正確性を裏付ける資料として必要とされているもの

であるから、相手方自身による利用にとどまらず、相手方以外の者による利用が予定されているものということができる。」とし、自己利用文書性を否定しているが、そうであるとしても、「職業の秘密」に該当するならば、提出義務は否定されるからであり、また、立法論であるとしても、プライバシー情報の保護という点から提出義務を否定する余地も指摘されているからである。⁽⁹⁾

この点で、参考になるのが、最決平成一九年八月二三日(判例時報一九八五号六三頁)¹⁰⁾である。本案は、介護サービス事業者が、同所の取締役を辞めて別会社を設立した者に対して提起した競業禁止義務違反等に基づく損害賠償請求であり、原告が、奪われた顧客の特定及び損害額の確定のために、被告の会社が作成した介護サービスリストの提出を求めた事件である。この対象文書について、四号二及びハ該当性が問題となったが、後者について最高裁は、「本件対象文書は本案訴訟において取調べの必要性の高い証拠であると解される一方、本件対象文書に係る上記九六名の顧客はいずれも原告人において介護サービスの利用者として現に認識されている者であり、本件対象文書を提出させた場合に相手方の業務に与える影響はさほど大きなものとはいえないと解されること等を考えると、」職業の秘

密該当性は否定されるとして、一歩踏み込んだ判断をしている。

他方、本件では、四号ハの除外事由をめぐって特に言及することもなく、理由の希薄性は否めないであろう。この点で、むしろ、前掲〔2〕が、民事再生手続開始後にあっては、顧客にとってその財務情報の秘密性の度合いは低く、これが開示されることにより金融機関の営業に生ずる影響も深刻でないこと、当該情報の本案審理における重要性を勘案して、職業秘密文書には当たらないとした判断の方が説得力をもっていると考えられる。

学説では、前記の前提を肯定する根拠として、金融機関との取引履歴はすでに金融機関に開示されている内容（情報）を記載した文書であり、内部文書とはいえないという指摘をし、職業の秘密に当たるか否かは「記載事項の中身によるが、融資取引情報や財務情報等の開示によって、対象企業の他の金融機関との取引が困難になったり、対象企業の取引先が取引の継続を拒絶したりして、対象企業の事業の継続が困難になるような内容のものであれば、それは対象企業の職業の秘密となり、結果として金融機関は守秘義務に基づき提出を拒絶できることになろう。ただ、『職業の秘密』とすれば、訴訟事件や証拠の重要性等の比較衡

量によって最終的に保護に値するかどうかが定まることにとも注意を要する。」と述べるものがある。⁽¹¹⁾また、職業の秘密として保護に値するか否かをめぐって、本件明細表について特に証拠とする必要性からの分析を試みるものも存している。⁽¹²⁾いずれにせよ、このような点で、本決定の理由づけにはやや手薄の感があり、一歩踏み込む必要があったように思う。

(3) 金融機関が顧客情報に関して保護に値する独自の利益を有する場合

(a) 第三として、本決定の枠を超える問題ではあるが、金融機関が顧客情報に関して保護に値する独自の利益を有する場合があるとして、どのような場合が想定されるかが問題となる（前者の問題）。本決定は、顧客自身が訴訟の当事者として開示義務を負う顧客情報については、「金融機関がこれにつき職業の秘密として保護に値する独自の利益を有する場合とは別として、民訴法一九七条一項三号にいう職業の秘密として保護されないものというべきである。」と述べている。逆に言うならば、顧客情報をめぐって金融機関の営業秘密について「職業の秘密」として保護に値する利益を有する場合には開示を拒絶することができるということになろう。また、そうした場合に、保護に値する秘

密か否かを判断する際に前掲最決平成一八年一〇月三日が示したような利益衡量によるべきか否かについても関連して問題となろう（後者の問題）。

(b) まず、前者の問題について、補足意見は、端的に金融機関に独自の保護に値する利益が存在するとし、「……③取引過程で金融機関が得た取引先の関連情報、④顧客に対する金融機関内部での信用状況解析資料、第三者から入手した顧客の信用情報等」をその具体例としてあげている。また、例えば、前掲〔1〕の⑥の文書についても、「Yが取引先債務者の財務状況を詳細に記載し、あるいはYが保有する情報に基づいた取引先債務者に関する債権について評価が記載されている書面であるから、これらの文書により、……Yがした業況分析等が明らかになる可能性が高い。……取引先債務者にとっては、過去における一定期間の財務情報が何人にも閲覧可能な状態に置かれ、……その不利益は小さいとはいいい難く、結果として、取引先企業のYに対する信頼が損なわれ、Yとの取引を継続しない等の選択をする可能性も否定できない。」と判示しており、金融機関に独自の保護に値する利益の存する顧客情報の存在は明らかであろう。さらに、学説も、例えば、金融機関が独自に考案した査定方法が想定されており、これを含んだ顧客

情報の開示によって、以後の取引に際して当該顧客を含む顧客全体が当該金融機関に対して必要な情報を提供しなくなるばかりか、金融機関同士での競争力に深刻な影響を受けて、業務遂行に著しい支障を生ずるような場合が想定される¹³⁾としている。

そこで、次に、このように訴訟当事者である金融機関が、自己の有する独自の職業の秘密について保護を求める場合に、金融機関はどのような主張をすべきであるかという問題が浮上してくる。これについて、多数説は、こうした営業秘密の保護は職業の秘密として図られるべきであって、自己利用文書の判断要素として営業秘密の保護を図ろうとすることに疑問を呈している。だが他方で、職業の秘密によつて保護しようとするのは第三者のものに限られ、訴訟当事者のものを含まないとの解釈を展開する学説も存している¹⁵⁾。また、その理由として、「訴訟当事者は、第三者とは異なり、当該訴訟における真実発見に重要な利害関係を有している。……第三者の職業上の秘密の保護のために真実発見の要請が後退させられるからといって、同じことが訴訟当事者自身の秘密についても当てはまるとは言えない。」とし、金融機関が訴訟当事者であるときは、民訴法一九七条一項三号又は二二〇条四号ハを根拠として開示を

拒否することはできず、自己利用文書該当性を主張すべきことになると結論づけている。もちろん、こうした考え方の背後には、「自己利用文書該当性を職業秘密文書該当性の要件よりも緩やかな要件で認めることは、訴訟当事者との第三者との訴訟上の地位の違いを考えると均衡を失する。」との理解が存しており、前者の要件を後者よりも厳しくすべきであるという実質的な考慮が働いているからである。しかし、そうであるならば、訴訟当事者が職業秘密文書の該当性を主張してきた場合にも、前記のように「競争力に深刻な影響を受けて、業務遂行に著しい支障を生ずる」といった、より厳格な要件を設定することで問題の解消は図れるのではなからうか。したがって、多数説のように、当事者であっても、職業秘密文書の該当性を主張することであり、あえて自己利用文書の該当性を主張しなければならぬという理由は特にあるとは考えられない。

(c) 次に、こうした職業の秘密に当たる文書が、保護に値するか否かを判断する際に、前掲最決平成一八年一〇月三日のように、秘密の開示によって生ずる不利益の内容、程度等と、当該民事事件の社会的意義、当該証拠を必要とする程度（真実発見や裁判の公正）、代替証拠の有無等の諸般の事情を比較衡量すべきか否かという後者の問題を生

ずる。比較衡量説が通説的な見解であると解されてはいるものの、最近では、秘密の重大性を客観的に判断すること⁽¹⁶⁾で足りるとして、利益衡量を否定する説も有力となっている。

もっとも、本件では、「本件明細表は、本案の訴訟当事者であるBがこれを所持しているとすれば、民法二二〇条四号所定の事由のいずれにも該当せず、提出義務の認められる文書であるから、Bは本件明細表に記載された取引履歴について相手方（Y）の守秘義務によって保護されるべき正当な利益を有さず、相手方（Y）が本案訴訟において本件明細表を提出しても、守秘義務に違反するものではないというべきである。」として、職業の秘密が記載された文書とはいえず、相手方はその提出を拒否できないとしており、金融機関が民事訴訟の当事者として、訴訟の第三者である取引先に関する情報の開示が求められた場合とは前提を異にしている。したがって、本件では、いわゆる利益⁽¹⁷⁾衡量の枠組みを用いる必要性はそもそも欠けている。

さて、この問題については、直ちに結論を出すことは、率直にいうと困難である。すなわち、一方で、前掲最決平成一九年八月二三日は明らかに比較衡量説に立っており、本件補足意見も、「当該事案」ことに守秘義務の対象たる秘

密の種類、性質、内容及び秘密保持の必要性、並びに法廷に証拠として提出された場合の金融機関の業務への影響の性質、程度と、当該文書が裁判手続に証拠として提出されることによる実体的真実の解明の必要性との比較衡量により決せられるものである。」と述べている。また、「職業の秘密の客観的な性質のみを根拠に保護に値する秘密を選別する作業は困難である上、当該秘密が記載された文書が証拠として提出されることによる実体的真実の解明の必要性との比較衡量によって決するほうが妥当な結果を導くこと、事例の集積により類型的な判断が可能になること等を理由に判例の立場を支持する」との見解がある⁽¹⁸⁾。だが他方で、最決平成二〇年一月二五日民集六二卷一〇号二五〇七頁⁽¹⁹⁾は、金融機関の顧客に関する分析評価情報が職業の秘密に当たることを前提に、顧客が民事再生手続開始決定を受けているため、開示されたとして顧客の不利益は小さく、また、金融機関の業務に対する影響も軽微であることを理由に、保護に値する秘密には当たらないと結論づけているにとどまる。また、後者の決定については、詳細は省くが、利益衡量によっている前掲最決平成一八年一〇月三日を実質的に変更していると見る見解も主張されているところである⁽²⁰⁾。

すでに見たように、判例は、民訴法一九七条一項三号の職業の秘密について、さらに簡いにかける「保護に値する秘密」という規範的要件を設定しているが、こうした規範的要件が満たされているか否かについては法的判断であつて、その根拠事由とその阻却事由との総合的な評価に基づく判断が必要になつてこよう。利益衡量説を否定する説が主張する客観的基準としての「秘密の重大性」もまた、そうした総合的な評価の要素として機能しているのではなからうかと考えると、「保護に値する秘密」について他の考慮要素も含めてその要件充足性を判断せざるをえず、これを利益衡量というか否かは別として、総合的な評価をせざるをえないのではなからうかと考える⁽²¹⁾。問題の指摘に留め、今後の判断の集積に期待したいところである。

(4) 結論及び関連する問題

以上のように、本決定は、顧客情報に関する金融機関の守秘義務について通説的な理解を前提とした上で、金融機関が民事訴訟において訴訟外の第三者として開示を求められた顧客情報について、決定要旨が示している限定された場面においては、民訴法一九七条一項三号の職業の秘密として保護されない旨を判示したものであり、基本的に妥当であると考ええる。

なお、関連して、金融機関が民事訴訟の当事者ではない顧客の情報について開示を求められた場合の問題、ひいては顧客が訴訟当事者である場合と訴外第三者である場合とで開示義務の範囲が異なるかどうかといった問題のほか、守秘義務の内容が金融機関と金融機関以外の専門職（弁護士や医師等）とで異なっているとして、後者が所持する顧客情報について開示を求められた場合に対する本決定の影響等の問題も存していることを指摘しておきたい。

- (1) もっとも、本件では、「本件文書に本件機器のメーカーが有する技術上の情報が記載されているとしても、相手方は、……開示することによる不利益を主張しておらず」として、本件文書が「技術又は職業の秘密」を記載した文書に当たるといえることはできないとの結論に至っている。
- (2) なお、山本和彦「金融機関の取引明細表の文書提出命令」金融法務事情一八二八号八頁は、後掲最決平成一九年八月二三日判時一九八五号六三頁もこうした比較衡量説を採用したものと評価している。また、越山和広「速報判例解説（最決平成一九年一月三〇日）」(LEX/DB 文獻番号 28140066) は、「比較衡量的アプローチが妥当すること」を認めたようにも理解できる判例」としている。

(3) 詳細は、三木浩一「判例研究」法学研究八二巻六号一

九五頁以下等参照。

- (4) 安原米四郎「銀行業務の諸問題」『銀行実務講座(14)』三一頁以下、岩原紳作「銀行取引における顧客の保護」鈴木祿弥・竹内昭夫編『金融取引法大系(1)』一六三頁等。
- (5) 山本和彦・前掲金融法務事情一八二八号九頁、中村也寸志「本件評釈」金融法務事情一八四四号四〇頁、我妻学「金融機関と顧客との取引履歴が記載された取引明細表と職業の秘密」金融・商事判例一二九八号一九頁。
- (6) 高橋譲「時の判例」ジュリスト一三八〇号一二二頁、川嶋四郎「本件評釈」法学セミナー一六四〇号一二七頁、また、安西明子「本件評釈」民商法雑誌一三八巻六号七八二頁は、「保護主体が情報開示を承諾したことに代わるとの趣旨と解される」とする。
- (7) 中村也寸志・前掲金融法務事情一八四五号四二頁。
- (8) 安西明子・前掲民商法雑誌一三八号六号七八三頁は、「本決定は、……顧客自身の『開示義務』を、顧客が本件明細表を所持しているとすれば民法二二〇条四号所定の除外事由のいずれにも該当せず、提出義務が認められる、として導いた。けれども、そう述べるだけで、各事由につき具体的に検討する部分はない。」と指摘している。
- (9) 山本和彦・前掲金融法務事情一八二八号一〇頁。
- (10) 詳細は、坂原正夫「判例研究」法学研究八一巻一〇号一〇〇頁以下等参照。

- (11) 山本和彦・前掲金融法務事情一八二八号一〇頁。
- (12) 安西明子・前掲民商法雑誌二三八卷六号七八五頁以下。
- (13) 山本和彦・前掲金融法務事情一八二八号一〇頁以下。
- (14) 山本和彦「稟議書に対する文書提出命令(下)」NB 六六二号三四頁等。
- (15) 長谷部由起子「金融機関の所持する文書に関する文書提出命令」金法一八一〇号五四頁以下。
- (16) 代表的なものとして、伊藤眞『民事訴訟法』(第三版三訂版)三四九頁以下、松本博之『上野泰男『民事訴訟法』(第五版)四二五頁以下。他方、比較衡量説を主張するものとして、小林秀之「証言拒絶権・秘匿特権」民商法雑誌九〇巻四号五二五頁、門口正人編『民事証拠法大系』第三卷七九頁(早田尚貴)等。
- なお、最判解平成一二年度三一〇頁(長沢幸男)は、最決平成一二年度三月一〇日(民集五四巻三三〇一七三頁)について、比較衡量に消極的であるとする評価(松本・前掲)に対して、比較衡量を採用するかどうかについては明確な立場を示していないとする評価(ジュリスト臨時増刊一二〇二号一一六頁)が正しいと述べている。
- (17) 中村也寸志・前掲金融法務事情一八四五号四〇頁、平野哲郎「文書提出義務―職業の秘密(1)」ジュリスト一三七六号一四五頁以下等。
- (18) 中村也寸志・前掲金融法務事情一八四五号四二頁。
- (19) 詳細は、杉山悦子「文書提出義務―職業の秘密(2)」ジュリスト一三七六号一四七頁以下及びそこに掲記の諸文献参照。
- (20) 松本博之「判例批評」判例時報二〇四五号(判例評論六〇七号)一六一頁以下。
- (21) 詳細は、春日偉知郎『民事証拠法論』一九二頁以下参照。

春日 偉知郎